**国土交通省情報　１**

**国土形成計画（全国計画）中間とりまとめを公表します**令和4年7月15日

|  |
| --- |
| 国土交通省では、新たな国土形成計画（全国計画）の策定に向けた議論を「国土審議会計画部会」において令和３年９月から行ってまいりました。 　このたび、中間とりまとめを整理しましたので公表いたします。 |

|  |
| --- |
| 国土形成計画とは |

　「国土形成計画」は、国土形成計画法（※2005年改正前の国土総合開発法）に基づき策定される**総合的かつ長期的な国土のあり方を示す計画**です。  
　これまで平成20（2008）年と平成27（2015）年の２回、計画を策定しています。  
　今回の中間とりまとめは、コロナ禍による生活・経済の変化やデジタルの進展などを踏まえた、令和の新しい国土づくりの方向性を示す計画を策定するためのものです。

|  |
| --- |
| 中間とりまとめのポイント |

○　人口減少・少子高齢化、巨大災害リスクへの対応をはじめとした国土の課題について、**新たな発想による令和版の解決の原理**を、すべての課題に共通して取り入れます。  
　1**.民の力**を最大限発揮する官民共創、  
　2.**デジタル**の徹底活用、  
　3.生活者・事業者の**利便の最適化**、  
　4.分野の垣根を越えること(いわゆる**横串の発想**）。  
○　国土の課題を解決するため、上記の４つの原理の下で、**特に重点的に取り組む分野**を以下のとおり示しています。  
　1.地域の関係者がデジタルを活用して自らデザインする**新たな生活圏　～地域生活圏**～  
　2.多様なニーズに応じあらゆる暮らし方と経済活動を可能にする**世界唯一の新たな大都市圏**      ～**スーパー・メガリージョンの進化**～  
　3.産業の構造転換・再配置により、機能を補完しあう国土　～令和の産業再配置～  
　4.住民自らが話し合い官のサポートで人口減少下の適正な土地の利用・管理の方向性を示す管理構想の推進方策を強化して全国展開 （国土利用計画）  
○　以上を通じて、**持続可能な国土の形成、地方から全国へとボトムアップの成長、東京一極集中の是正の実現を期待**するものです。

国土形成計画では7つの広域構想と各地方の構想という二層の国土構造を目指しています。これを江戸時代の行政システムに例えると付図のとおりです。この仕組みに問題があるとすれば都道府県への権限移譲

がどこまで進むか？という点にあります。江戸時代には大名は自分の支配地のすべての権限を持っていました。税金は石高、現在では地方所得税の徴収権を持ち全権支配していました。この制度に見習うべきです。そうすれば小さな政府が実現し地方税収権限が増加します。

**将軍**

大名＝都道府県

老中=地方整備局B